

# 船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月22日 13時05分ごろ
発生場所	北海道浦河町浦河港南方沖 浦河灯台から真方位180° 13海里付近 (概位 北緯41° 56.8' 東経142° 46.6')
事故の概要	漁船第十八高漁丸は、漂流中、また、漁船勇福丸は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月21日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八高漁丸、19トン HK2-23353（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 勇福丸、9.97トン AM2-4680（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（甲板員） B なし
損傷	A 右舷中央部外板に凹損、右舷中央部ハンドレールに曲損 B 船首部外板及び球状船首に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aほか甲板員4人が乗り組み、船首を南東方に向けて漂流し、たら刺網漁の操業中、船長Aが操舵室左舷側の窓から前部甲板左舷側で行っている揚網作業に注意を向けていたところ、B船と衝突した。 A船は、甲板員1人が胸部打撲を負った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、自動操舵により北進中、船長Bが操舵室から出て後部甲板左舷側で漁獲物等の片付けを行っていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、揚網作業に注意を向けながら漂流を続けたことから、接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北進中、船長Bが、漁獲物等の片付けを行いながら航行を続けたことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が漂流中、B船が北進中、船長Aが揚網作業に注意

	<p>を向けながら漂泊を続け、また、船長Bが漁獲物等の片付けを行いながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漂泊して操業中であっても、こまめに周囲を確認して常時適切な見張りを行い、接近する他船を認めた場合には、余裕がある時機に衝突を避けるための措置をとること。</li><li>・ 航行中は、片付け作業等を控え、操船に集中して常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>